

1か月児健康診査費用助成のご案内

粕屋町では赤ちゃんの病気の早期発見や早期治療、またすこやかな成長と子育て家庭を支援することを目的として、1か月児健康診査の助成を行います。

対象となる方

令和7年4月1日以降に生まれ、1か月児健康診査を受ける日に粕屋町に住民票があるお子さん(出生後27日を超え、生後6週に達しないお子さん)

助成回数・助成額

お子さん1人につき1回 6,000円(上限)
※6,000円を超えた分は、自己負担が発生します。
※助成の対象は日本国内の医療機関実施分に限ります。



- ・契約医療機関: 健診費用から助成額が差し引かれた額をお支払いください。
- ・その他の医療機関: 健診費用を全額お支払いいただき、後日助成の申請をしてください。(健康診査受診後1年以内)

契約医療機関で受診される場合

「粕屋町1か月児健康診査受診票」を医療機関に提出してください。

契約医療機関	住所	電話番号
ゆいレディースクリニック	粕屋町原町5丁目12-1	092-939-3517
筑紫クリニック	志免町志免中央3丁目1番30号	092-936-3939
権丈産婦人科医院	志免町志免3-2-14	092-935-0505
青葉レディースクリニック	福岡市東区若宮5丁目18-21	092-663-8103
千代診療所	福岡市博多区千代5丁目11-38	092-651-0726

契約外医療機関で受診される場合

費用を一旦全額自己負担していただき、申請により、後日健康診査にかかった費用の一部を助成します。(上限6,000円) 申請期限は、健康診査受診後、1年以内です。(申請は郵送でも可)

申請必要書類

- ・「粕屋町1か月児健康診査受診票」
- ・「粕屋町1か月児健康診査費用助成金交付申請書兼請求書」
- ・領収書・診療明細書
- ・通帳やキャッシュカードの写し(申請者名義のもの)
- ・申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証)の写し

【問合せ・郵送先】

〒811-2392
粕屋郡粕屋町駕与丁1丁目1-1
粕屋町こども家庭センター
母子保健係(粕屋町健康センター内)
TEL 092-410-3262

